

Press Release

2021年8月12日
日本公認会計士協会

会員に対する懲戒処分について

日本公認会計士協会は、会員に対して下記のとおり懲戒処分を行いましたので、本事案の社会的影響等を考慮し、会則に基づき公表いたします。

2021年3月9日付けプレスリリース「継続的専門研修の不適切な受講の調査結果について」にて公表したとおり、本会は、eラーニング研修の不適切な受講による継続的専門研修制度の義務不履行について審議を進めておりました。本件は、同審議の結果、関係会員の会則違反の事実があると認め、懲戒処分を行ったものです。

記

1. 会員である公認会計士21名

(1) 懲戒処分事由

eラーニング研修の二重受講により取得した単位を取り消した結果、会則で定める取得単位不足となったこと

(2) 懲戒処分の種別

会則第67条第2項第1号の規定に基づく戒告又は同条同項第2号の規定に基づく会員及び準会員に与えられた権利の停止 1か月から3か月

2. 会員である公認会計士29名

(1) 懲戒処分事由

eラーニング研修の早送り受講により取得した単位を取り消した結果、会則で定める取得単位不足となったこと

(2) 懲戒処分の種別

会則第67条第2項第1号の規定に基づく戒告

3. 会員である監査法人A&Aパートナーズ

(1) 懲戒処分事由

監査法人に所属する社員及び職員である会員（上記2のうち9名）の研修の履修及び報告に係る監督義務を怠ったこと

(2) 懲戒処分の種別

会則第67条第2項第2号の規定に基づく会員及び準会員に与えられた権利の停止 1

か月

4. 懲戒処分の効力が生じた年月日

上記 1 ~ 3 のいずれも2021年8月12日

以 上

※「戒告」とは、会員及び準会員の会則違反に対し、その責任を確認し、その将来を戒める懲戒処分です。

※「会員及び準会員に与えられた権利の停止」とは、本会の会員としての権利を制限するものであり、監査業務を始めとした公認会計士業務を制限するものではありません。]